

平成 29 年 9 月 7 日
残留農薬等基準審査室

農林水産省からの飼料添加物バージニアマイシン及び硫酸コリスチンの 指定の取消し並びに基準及び規格の改正に係る意見聴取への対応（報告）

1. 概要

農林水産省から、平成 29 年 8 月 23 日付け 29 消安第 2381 号により、飼料添加物バージニアマイシン及び硫酸コリスチンの指定の取消し並びに基準及び規格の改正に当たり、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 59 条第 1 項の規定に基づく、公衆衛生の見地からの厚生労働大臣への意見聴取があった。

バージニアマイシンは豚及び鶏用飼料を対象とする飼料添加物として指定されている。硫酸コリスチンは牛及び豚を対象とする動物用医薬品として承認され、牛、豚及び鶏用飼料を対象とする飼料添加物として指定されている。

2. 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の結果

食品安全委員会は、バージニアマイシン（平成 28 年 5 月 24 日付け）及び硫酸コリスチン（平成 29 年 1 月 17 日付け）について、動物用医薬品又は飼料添加物として家畜に使用された場合のリスクの程度は中等度と評価した。

3. 指定取消しの理由

農林水産省は、飼料添加物のリスク管理を適切に行うため、平成 29 年 3 月に「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」を設定し、ヒトの健康への影響が懸念される抗菌剤については、原則として飼料添加物としての使用を禁止する方針である。農林水産省は、当該指針に基づき、食品安全委員会の評価結果に応じてバージニアマイシン及び硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定を取消すこととした。

4. 食品中の残留基準

厚生労働省は、バージニアマイシンについて、ポジティブリスト制度導入時に、海外の残留基準等に基づき、牛、豚、鶏等に残留基準（暫定基準）を設定した。

また、コリスチンについては、平成 20 年 1 月 24 日付けで通知された食品健康影響評価の結果（ADI 0.004 mg/kg 体重/日を設定）を踏まえて、平成 23 年に、コーデックス基準に基づき牛、豚、鶏等の暫定基準の見直しを行った。

5. 対応

飼料添加物バージニアマイシン及び硫酸コリスチンの指定が取り消されることにより、公衆衛生上の問題が生じる可能性はないため、農林水産省に対して、特段の意見はない旨回答することとする。

なお、バージニアマイシンについては、米国等で動物用医薬品として使用されていることから、引き続き暫定基準の見直しを検討する。